

平成20年4月

自主防犯パトロール マニュアル

～みんなでつくろう！安全・安心まちづくり～



秋田県安全・安心まちづくり

秋 田 県

『自らのまちの安全は自ら守る』

県では、平成16年4月、犯罪による被害を防止するとともに、犯罪を発生させない環境づくりを目指して「秋田県安全・安心まちづくり条例」を施行しました。

犯罪のない安全で安心な街を実現するためには、県民一人ひとりが防犯意識を高め、人と人とのきずなを大切にしながら、互いに支え合い、助け合い、安心して暮らすことができる地域社会を築いていくことが重要です。

地域が一体となって地域安全のための防犯パトロールや子どもの見守り活動などの防犯活動を進め、犯罪の起こりにくいまちづくりを目指してみませんか。

このマニュアルでは、自主的な防犯活動としての防犯パトロールについて、その始め方から、パトロールの必需品、注意事項、方法などについて紹介しております。活動するうえで参考にしていただければ幸いです。

平成20年4月

秋田県 生活環境文化部
安全・安心まちづくり推進課



目 次

●自主防犯パトロールの目的	1
●自主防犯パトロールの始め方	1
●自主防犯パトロールの必需品(活動物品)	2
●自主防犯パトロールの方法	3
●自主防犯パトロールのイメージ	4
●自主防犯パトロールの注意点	4
●自主防犯パトロールの着眼点	5
●自主防犯パトロール活動の定着と活性化	6
紹介1 青色防犯パトロール	7
紹介2 割れ窓理論	9
紹介3 110番の仕組み	10
紹介4 緊急時の対応要領	11
紹介5 パトロール活動日誌(例)	12



自主防犯パトロールの目的

●犯罪、事故等の未然防止

パトロールにより、犯罪や交通事故を未然に防止できます。

●地域の犯罪抑止機能の向上

犯罪者を遠ざけることができます。

●地域住民の防犯意識の高揚

住民同士が、防犯に関する共通認識を持つ
ことができます。

●地域の連帯感の醸成

住民や子どもへの声かけによりコミュニケーション
が図れます。



自主防犯パトロールの始め方

●仲間を集めましょう！

町内会(自治会)、P T A、老人クラブなど、地域に居住する人や勤務する人で、パ
トロールのできる人を集めましょう。

●パトロール隊の名称を決めましょう！

○○パトロール隊

○○見守り隊

●リーダー(責任者)を決めましょう！

パトロールを効果的に行うため、責任者(隊長)や副責任者(副隊長)を決めましょう。

●パトロールの方法を決めましょう！

どのような方法(時間帯、区域、班編制等)でパトロールを行うかを決めましょう。

●パトロールすることを知らせましょう！

回覧板等により、地域の人や警察署(交番・駐在所)に、どのようにしてパトロールを
するのかを知らせましょう。

警察署(交番・駐在所)からの情報を参考にしましょう！
犯罪の発生状況や危険箇所などの情報を参考にしてパトロールしましょう。

自主防犯パトロールの必需品(活動物品)

●防犯用ジャンパー、ベスト、帽子、腕章、タスキ



防犯パトロールしていることが、誰が見て
も分かるように、「防犯パトロール」などと記
載された**ジャンパー、ベスト、帽子、腕章、
タスキ**などを着用しましょう。

すべてを揃える必要はありません。
着用そのものが、防犯効果や事故防止につ
ながります。

●反射材、懐中電灯

夜間パトロールの際は、危険回避と交通
事故防止のため、**反射材**の使用や目立つ服
装を心がけ、**懐中電灯**を携行してください。

特に夕暮れ時は、運転者から歩行者が見
えにくい状態で大変危険です。

できる限り、反射テープや夜光チョッキ
等の反射材を活用し、赤色灯等のついた懐
中電灯を使用しましょう。



●メモ帳、日誌

パトロールを通じて気づいた危険な場所や不審な人や
車の特徴などを**メモ**してください。

また、パトロール経路やその結果を**日誌**に記載するな
どして、確実に次の人へ引き継ぎましょう。



※ここに挙げた物品は、一例です。みなさんが話し合って、自分たちに必要な物を揃えましょう。

自主防犯パトロールの方法

防犯パトロールは、地域のみなさんが主体となって行うものです。ここで紹介する方法は、一例ですので、

みんなの住む地域にあった方法

でパトロールしてください。

●できる範囲で！

無理をせず、みなさんができる範囲(時間帯、場所)でパトロールしましょう。何事も苦痛になったのでは、長続きしません。

朝の散歩や犬の散歩をする際、仲間を誘い、防犯腕章や帽子などを身につけて行えば、それが立派な防犯パトロールとなります。



●複数で！

パトロールは、必ず複数で行いましょう。

多くの目で見ることにより、より多くの危険箇所などが発見できます。

また、お互いの事故防止、危険防止にもつながります。

●徒歩で！

街頭で犯罪被害に遭う方の多くは、歩行者や自転車です。

同じ視点でパトロールすることにより、犯罪に遭いそうな場所や危険な場所を知ることができます。

住宅点在地や山間部を回る場合、青色回転灯を使用してパトロールする場合など、状況によっては、自動車やバイクを利用した方が効果的なこともあります。

●声かけを！

声かけは、「おはようございます」や「こんにちは」といったあいさつで十分。

地域の皆さんがあいさつで声を掛け合うことにより、地域の連帯感が強まります。



●広報活動を！

パトロールで知り得た危険な場所や注意する場所等は、地域の皆さんに知らせることが大切です。

暗がりに対しては行政に街灯の設置を要望するなど、危険な場所を改善すること、子どもやお年寄りへ注意を呼びかけることは、犯罪の起こりにくい地域づくりにつながります。

自主防犯パトロールのイメージ

気軽に!

気負わず、肩ひじ張らず、日常生活の一部として気軽に行いましょう。
無理をしては長続きしません。

気長に!

気長に継続することにより、地域に防犯の輪が広がり、やがて犯罪の発生が減少するなど、その効果は徐々に現れてきます。

危険なく!

無用な追跡や単独のパトロールなど、危険なことをする必要はありません。事故のないようにしましょう。

派手に!

揃いの帽子、腕章、ジャンパー等目立つ格好で周囲にアピールしましょう。パトロール効果が上がり、事故防止にも役立ちます。



自主防犯パトロールの注意点

●交通事故に注意！

パトロールの際は、防犯用の帽子やベスト、反射テープや懐中電灯を活用し、交通事故に遭わないよう十分注意しましょう。

●危険なことはせず、早めに通報！

パトロール中に不審者(車)を見かけたら、無理な追跡や危険なことはせず、警察に通報してください。

その際、不審者(車)の特徴、ナンバー等をチェックしてください。

●プライバシー・秘密の厳守！

熱心なあまり、勝手に住宅敷地内に入ったり、知り得た個人情報をもらすがないよう、プライバシーに十分注意しましょう。

●警察署(交番・駐在所)との連携！



パトロールすることを管轄の警察署(交番・駐在所)に連絡し、最近の犯罪情勢や重点地区、注意点などの助言を受けましょう。

場合によっては、警察官にも同行をお願いしましょう。

自主防犯パトロールの着眼点

パトロールを通じて、地域の安全を守りながら、自分たちの地域の環境について点検しましょう。

そして、事件や事故が発生する危険性が高いと思われる

「危険な場所」

を把握して、地域ぐるみで改善していくことが大切です。

みんなで犯罪が起きにくくい環境づくりを!!

●通学路に異常はないか？

子どもの安全を守るためにには、不審者や不審車両がいないかなど、登下校時間帯や遊戯時間帯に配慮したパトロールが必要です。

●公園などの遊び場に異常はないか？



子どもが安心して遊べるよう、公園などの遊び場を警戒することが必要です。地域みんなで見守ることのできるよう、枝払いをするなどして見通しの確保に努めましょう。

夕暮れになっても子どもが遊んでいたら、帰宅するよう声をかけてください。

●防犯灯の必要な場所(球切れ)はないか？

暗い道は、犯罪が発生するおそれがあります。

球切れなどをそのまま放置していると、犯罪を誘発する危険性が高くなります。

●少年のたまり場となっている場所はないか？

公園や店先など不良少年のたまり場となっているところがあると、そこから非行が広がっていきます。

パトロールの姿を見せるだけでも効果があります。

●空き家や留守宅に異常はないか？

空き家や廃屋は、不良少年のたまり場や犯罪の場所として利用されやすい場所です。

鍵をかけているかなど、点検しましょう。

新聞受けに数日分の新聞がたまっているなど、一目で留守がわかる住宅などは、犯罪者に狙われます。



自主防犯パトロール活動の定着と活性化

活動を始めると、グループの運営や活動内容など、いろいろと課題が見えてきます。

グループの活動をうまく軌道に乗せ、活発に続けていくためには、メンバーが参加しやすい・活動しやすい環境づくりが必要です。

●活動を長続きさせるためには

- 無理のない手段・方法で実施し、住民相互でしっかりした取り決めを行う。
- 多くの住民が参加できる活動内容を設定する。
- 拠点を設けて活動しやすい環境づくりを行う。



●活動の広がりを図るには

- 活動を開始するにあたり、地域の警察署、学校、町内会、PTA、関係団体(防犯協会・民生児童委員・青少年育成団体など)と情報交換・意見交換を行う。
- 警察官、市町村職員、他の防犯活動員などを講師に招いての研修会や勉強会を行う。

●活動を軌道に乗せるためには

メンバーが生き生きと活動できる環境づくり

- 団体の活動趣旨や目的を明確にし、メンバー間で共有する。
- メンバー間の交流を大切にし、活動以外にも親睦を図る。
- 1日体験など、新規加入者が参加しやすい工夫をする。

活動拠点の確保

- 行政や町内会の協力を得て、公民館や町内会館等を活用。
- 警察署や交番等のコミュニティールームを活用。

活動のマンネリ化の防止

- 地域住民の意見を聞くなど、活動の点検、評価を行う。
- 地域のイベントに参加したり、地域の子どもに活動に参加してもらうなど、活動の幅を広げ、メリハリをつける。

資器材の購入等活動資金の確保

- 行政、企業等の支援(寄付)制度の活用。
- 町内会活動、PTA、関係団体(防犯協会・青少年育成団体など)との連携。

社会的な理解や信用の確保

- 地域のイベントや学校の行事に参加し、知名度を高める。
- 新聞、テレビや市町村広報誌へ、活動状況を掲載してもらう。

紹介①青色防犯パトロール

1 青色防犯パトロールとは？

パトロールをするとき、青色回転灯を装着した自動車を用いて自主防犯パトロールすることを「**青色防犯パトロール**」と言います。

一般的の自動車に回転灯を装備することは、緊急自動車を除き禁止されていますが、平成16年12月1日から「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けた団体については、防犯パトロールに利用する自動車に青色回転灯を装備することが認めされました。

青色は、「**興奮を抑え、気持ちを落ち着かせる効果がある**」と言われています。

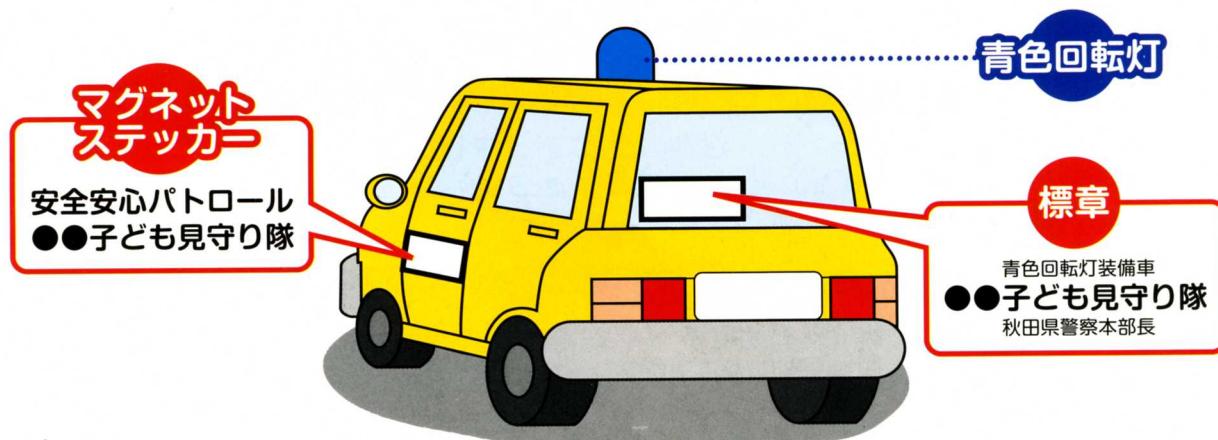
つまり、青色防犯パトロールは、

住民の間に安心感を与え、防犯意識の向上に寄与するとともに、

犯罪企図者(犯罪を行おうとする者)に対する抑止効果が高いと考えられています。

2 青色防犯パトロール走行時の4点セット

- ①青色回転灯(点滅は不適、1台に1個)
- ②車体に明示(「パトロール中」「団体名称」)
- ③標章(「青色回転灯装備車」) → 警察本部から交付される。
- ④パトロール実施者証 → 警察本部から交付される。



③青色防犯パトロールの申請手続き

証明申請

- 地元警察署を通じて警察本部長宛に申請
- 申請に必要な書類

証明申請書、団体の概要、自動車による自主防犯パトロールの概要、誓約書、自動車検査証の写し、青色回転灯の取付位置等が分かる図面・写真等

審 査

●青色防犯パトロールの実施要件

* 団体

- ①県、市町村
- ②警察署長、市町村長等から委嘱を受けた団体又は委嘱を受けた者で構成される団体
- ③N P O 法人等
- ④自治体等から委託を受けた者

* 繙続的な自主防犯パトロールが見込まれること
原則週1回以上の活動等。

* 予想される事案に対し適切に対応できること
概ね2年毎に1回の講習を受ける。

講 習

●青色防犯パトロール講習

受講者がパトロール実施者証の交付対象者となります。

証明書交付

●警察本部長からの交付

- * 証明書(適正団体である)
- * 標章(「青色回転灯装備車」)
- * パトロール実施者証

運輸支局等への手続き

●自動車検査証への記入手続き

- * 証明書の発行日から15日以内に自動車検査証に記入する手続きを行う。
- * 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所(軽自動車検査協会)

装 備

●車両への装備

- * 青色回転灯(点滅は不適、1台に1個)
- * 車体に明示(「パトロール中」「団体名称」)
- * 標章(「青色回転灯装備車」)
- * パトロール実施者証

紹介②割れ窓理論

提唱者：米ニュージャージー州ルトガーズ大学
心理学者 ジョージ・ケリング博士

たった1枚でも建物の窓ガラスを割れたまま放置しておくと、その建物は管理されていないと思われて割られる窓ガラスが増え、その建物全体が荒廃し、いずれ街全体が荒れてしまうという理論です。

一つの無秩序を放置すると、地域全体の秩序を維持する機能が弱まり、犯罪が増加・凶悪化するというもので、社会の小さなルール違反を見逃すことが大きな犯罪を生むことにつながると説いています。

ジュリアーニ氏がニューヨーク市長時代に実践し、街角での犯罪の一掃を図ったことで知られています。

その方法は、徹底した徒步パトロールと軽微な犯罪でも見逃さない取り締まりを行うとともに、民間組織と協力して秩序を取り戻し、安全な地域を築くというものでした。

地下鉄の無賃乗車や落書きを「割れ窓」に見立て、これらを徹底的に取り締まった結果、劇的に犯罪が減少しました。

たった1枚の窓ガラスに対処することで犯罪傾向が大きく変化するわけではありませんが、安全に対する住民の意識が変わり、安全な地域へと変化していくのです。



みなさんの周りに、落書きやゴミのポイ捨てなど、地域の秩序を乱すものはないでしょうか。

もし、あるのならば、小さくうちに、地域の連帯により修復・撤去し、犯罪者を寄せ付けないようにすることが大切です。

※2001年、北海道札幌市では、割れ窓を駐車違反に置き換えて、歓楽街で駐車違反を徹底的に取り締まった結果、犯罪の発生を減少させることができました。

紹介③ 110番の仕組み



110番通報は、秋田県内のどこからかけても、秋田市山王にある秋田県警察本部の通信指令室につながります。

通報を受けた通信指令室では、警察署やパトカーに対して、同時に無線指令を行います。

無線指令を受けたパトカーや交番の警察官は、現場へ急行して、犯人の逮捕や事件・事故の処理に当たります。

110番通報するときの重要なポイント

110番通報すると、警察官が次の要領でお聞きしますので、あわてず、落ち着いて、はっきりとお話しください。

1 事件ですか、事故ですか？

「不審な人がいます。」「交通事故です。」などと簡単にお話しください。



2 場所は、どこですか？

交通標識、目標物など、事件や事故が発生している場所をお話しください。

3 いつですか？

「今から〇分位前」「〇時〇分頃」など、事件や事故の発生が、いつ頃なのかをお話しください。

4 犯人を見ましたか？

犯人の年齢、身長、服装などの特徴や逃走方向、乗り物など、犯人に関することをお話しください。

5 あなたのお名前、電話番号は？

あなたの名前、ご住所、ご自宅の電話番号、携帯電話番号を教えてください。

紹介④緊急時の対応要領

自主防犯パトロール中、110番通報を依頼されたり、子どもが避難を求めてきた場合は、どのように対応したらよいのでしょうか。

1 留意点

①まずは、自分が落ち着くことです

話を聞く側があわてたり、興奮していると話しができません。
まずは、自分が落ち着いて、話しを聞いてあげましょう。

②次に、相手を落ち着かせることです

相手は興奮している場合が多いので、「もう大丈夫ですよ。安心してください。」などと相手を落ち着かせることが大切です。

～ 相手を安心させることが大切～

③何をしてもらいたいかを聞き出すことです

「110番をしてほしいの？」
「あやしい者から逃げるため、駆け込んできたの？」

2 相手から聞き出すこと

①何があったの？

「知らない人に声をかけられた」
「後をつけられた」
「車に乗せられそうになった」
「痴漢にあった」「交通事故にあった」



②いつ、どこで？

何時何分ころなのか、何分くらい前なのか。
町名や近所の目標となる建物は。

③どんな状況だったのか？

犯人(不審者)の人数、性別、年齢、身長、体格、服装、頭髪など。
車か(乗用車、バン、トラック)、バイクか、自転車か、徒歩か。
犯人はまだ近くにいるのか、逃げたのか。

3 110番要領

- 防犯パトロール中、110番通報の依頼を受けたので連絡します。
- 依頼内容を伝えます。
「子どもが知らない人から車に乗せられそうになったそうです」
- 場所は、…市…町…商店の前です。

本人が話せる場合は、本人に110番させます

紹介⑤パトロール活動日誌(例)

日 時	平成〇〇年〇〇月〇〇日	午前・後 午前・後	〇〇時〇〇分から 〇〇時〇〇分まで
メンバ―			
パトロール 区域(経路)	〇〇町中心に実施 〇〇丁目から〇〇丁目までを徒步パトロール		
	内 容	措 置	
特記事項	1 〇〇時〇〇分 〇〇コンビニ前で、高校生風の男子 5名がたむろしていたので注意。 2 〇〇時〇〇分 〇〇丁目の空き地に県外車両1台 駐車。「〇〇あ〇〇〇〇、〇色」 3 〇〇丁目の〇〇さん方の道路に大 きな穴を発見	〇〇時〇〇分 市役所道路課〇〇 さんに電話連絡	
引継事項	1 上記1について また目撃したら、〇〇交番へ連絡願います。 2 上記3について 補修状況の確認をお願いします。 3 全体会議を行います 〇月〇日午後〇時から午後〇時まで、〇〇公民館		
その他			

秋田県安全・安心まちづくり シンボルマーク



秋田県安全・安心まちづくり

「秋田県」「安全」「安心」のイニシャル「A」をモチーフに、
老若男女が安心して暮らす街をイメージしてデザイン。
人と人のつながりを3つの連なる「A」で描き、秋田県が
トリプルAクラスの県であることをアピールしています。

平成20年4月

〒010-8570 秋田市山王4丁目1番1号
秋田県生活環境文化部 安全・安心まちづくり推進課

TEL:018-860-1522~3 FAX:018-860-1524

Eメール : anzen-anshin@pref.akita.lg.jp
ホームページ : <http://www.pref.akita.lg.jp/anzen/>